

原村ふるさと寄附金（ふるさと納税）返礼品協力事業者募集要項

1 目的

原村ふるさと寄附金（ふるさと納税）制度による原村への寄附促進と原村の魅力や地元特産品等の PR、販売促進および地元経済の活性化などの相乗効果を図るため、原村へ寄附された方へ進呈する返礼品やサービス等を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 応募条件

（1）協力事業者について

次の条件をすべて満たすことが必要になります。

- （ア）各種法令、条例等に基づいた生産、製造及び販売を行っていること。
- （イ）原則、本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場又は生産場所が村内にある法人、団体又は個人事業者であること。
- （ウ）村税及び村関連の使用料を滞納していないこと。
- （エ）代表者及びその関係者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- （オ）個人情報適切な取り扱いができること。

（2）返礼品について

次の条件をすべて満たしている商品等を募集します。

- （ア）総務省が定める地場産品基準に該当すること。

（以下①～⑦のいずれかに該当すること）

- ①村内において当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
 - ②村内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
 - ③村内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。なお付加価値は価格を用いて算出すること。
 - ④村内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
 - ⑤村の広報の目的で生産された村のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から村の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
 - ⑥前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
 - ⑦村において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が村に相当程度関連性のあるものであること。
- （イ）品質及び数量の安定した供給が見込めること。ただし、期間又は数量を限定して供給を可能とするものは取り扱うものとする。

(ウ) 品物が飲食物の場合においては、寄附者に商品到着後5日以上の賞味期限が設けられていること。

(エ) 原村のイメージアップにつながるものであること。

(オ) 取りまとめ委託業者指定の宅配業者により配送が可能な商品等であること。

(3) 寄附額の設定について

返礼品の価格（包装代・箱代を含み、送料を除く村が事業者を支払う税込の金額）が寄附金額の3割以下となるよう対象寄附金額を設定しています。当初に設定した寄附額であっても、原村の判断で変更となる場合があります。

(4) 協力事業者の特典等

(ア) 返礼品の商品画像や商品名、取扱事業者名、商品説明文等を、全国の方々がアクセスするふるさと納税ポータルサイトに掲載しますので、商品のPRにつながります。

(イ) 商品の発送にあたって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

(ウ) 返礼品の商品代（包装代や箱代を含む）及び送料実費は原村が負担します。

3 返礼品取りまとめ委託事業者

効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応に万全を期すため、返礼品取扱業務全般を下記事業者に委託しています。

【返礼品の受付・手配・発送管理等 委託先】

レッドホースコーポレーション株式会社

地域コンサルティング部門 東日本グループ 北信越エリア

〒130-0015 東京都墨田区横網1-10-5 KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2F

電話：0120-428-044

メール：grp-nagano@redhorse.co.jp

株式会社さとふる

さとふるサポートセンター

〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン

電話：03-6680-2766

4 その他留意事項

(1) 具体的な返礼品の選考は原村と委託事業者が協議のうえ決定します。

(2) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、事前に委託事業者までご連絡ください。

(4) 万が一、寄附者から直接、返礼品の品質等の苦情等があった場合は、協力事業者において真摯に対応し解決に努め、内容について委託事業者へ必ずご報告ください。

(5) 原村は、協力事業者及び商品が本要項2に定める条件に適合しなくなったと認める場合
商品調達を中止することができます。